

90号

10. 予防接種健康被害救済制度申請に必要なカルテの保存期間を
5年以上に延長し申請者に寄り添った対応を求める請願書

紹介議員

下奥 奈歩

請願趣旨

新型コロナワクチンを接種し、健康被害を受けた人が救済を受けるための制度「予防接種健康被害救済制度」は、大変複雑な制度であり、申請には多くの資料を申請者自身が用意しなければなりません。

申請において必須とされている資料の一つが、医療機関が作成したカルテ（診療録）の写しです。しかし、このカルテの法定保存期間が、現行の法令上では診療が完結した日から5年と定められており、医療機関はこの期間を経過すると法的に保存義務がなくなってしまうます。

新型コロナワクチン接種後に健康被害が生じた場合、症状発現や後遺症・体調不良が長期化するケースもあり、救済申請のためのカルテ写しが必要となる時期が、診療終了から5年を超える場合もあります。しかし、カルテの保存期間が5年であるため、申請のタイミングによっては必要な情報が既に破棄されてしまい、申請すらできなくなる恐れがあるという深刻な問題が生じています。

このように、本来救済を求めるべき人たちが、制度の複雑さや資料の準備負担の大きさ、そしてカルテの法定保存期間の制限により、申請を断念せざるを得ない状況が発生していることは看過できません。

また、令和6（2025）年12月には大阪府議会が、ワクチン接種開始から5年が経過するにあたり、カルテ保存期間の延長を国に求める意見書を全会一致で可決しています。これも、現行制度では救済申請に必要な資料が失われる危険性が高いという現実を示しています。

この請願は、当事者やその家族が申請を断念せず、きちんと救済を受けられる制度となるよう、行政としての対応を求めるものです。どうか被害者に寄り添い、制度の課題を広く周知し、必要な議論を進めていただきたいと思います。

愛知県議会事務局
7局議決陳情第7-11号
令和8.2.25 受付
議決陳情第90号
令和8.2.27 受理
福祉医療委員会

9032

請願項目

- ① 予防接種健康被害救済制度の申請に必要なカルテの法定保存期間 5 年のために、申請できなくなる人が発生しないよう、方策を検討する事。
- ② コロナワクチン接種後、健康被害を受けた被害者の声・実状を直接聞き、寄り添う機会を設ける事。

令和 8 年 2 月 25 日

愛知県議会 川嶋太郎 議長殿

請願者氏名

請願者住所

92号-1

2. コロナワクチン接種後の健康被害に係る副反応疑い報告が国に正しく反映され 県民への周知が徹底される事を求める請願書

紹介議員

下奥 奈歩

請願趣旨

私の妻はコロナワクチン接種後間もなく亡くなり、診察を行った医師には副反応疑い報告を国に提出して頂きました。しかし、こちらの副反応疑い報告制度が十分に機能しているのか、非常に心配しています。

副反応疑い報告制度とは、予防接種法に基づき、医療機関の開設者または医師が、予防接種等を受けた方の症状がワクチン副反応と疑われる場合に報告する制度です。報告はワクチンとの因果関係が明らかでなくても行われ、収集された報告は専門家による評価や情報提供、安全性管理・検討に利用されます。

しかし実際には、ワクチン接種後に死亡したケースや後遺症の患者について、副反応疑い報告の仕組みを知らない医療関係者、遺族、自身でも報告がなされていないケースがあると聞いています。遺族の仲間からは、診察した医師が副反応疑い報告制度自体を知らなかった事例も報告されています。

現在、国はこの「副反応疑い報告」に基づいて専門家会議を開き、ワクチンの接種継続等に関する判断を行っているとされています。ですが、正しく報告されていなければ正確な判断ができないのではないのでしょうか。(副反応疑い報告は致命的な症状や重篤事例などを含めて収集されることになっていますが、医療従事者などが制度を十分に理解していない場合もあります。)

まずは、愛知県内の病院に対して、副反応疑い報告制度を知っているかどうか調査し、報告制度を正しく理解し報告するよう通達を出して頂きたいと思います。また、愛知県内でどれだけ副反応疑い報告がなされているのかについて、県として県民に分かりやすく周知する義務があるのではないのでしょうか。**

私が令和8年2月1日時点でも、愛知県のホームページを確認したところ、検索しないところにあるのか分からず、アクセスしたページは令和6年2月時点の情報のままでした。数値の記載も細分化されており、全体像を把握するためには自ら数字を足し合わせる必要がありました。このままでは、県民がコロナワクチンの副反応や健康被害について調べようとしても理解しにくい状態です。

愛知県議会事務局
7局議事録陳情第7-13号
令和8.2.25 受付
議事録陳情第 92 号
-8.2.27 受理
福祉医療委員会

92号-2

一方で、コロナ感染に関する情報やワクチン接種の案内は「分かりやすい位置」に見やすく掲載されていました。副反応疑い報告や被害に関する情報も、ワクチン接種案内と同じページに分かりやすく記載するべきです。

私の妻や他の被害者の実例を県民に正確に知ってもらい、国に正しく副反応疑い報告がなされるよう改善・努力を県としてして頂きたいと思います。

また、救済制度への申請がなされている人の中にも、副反応疑い報告がなされていないケースが多数見受けられます。国では救済制度と副反応疑い報告の突合調査を行っているとのことですが、愛知県でも同様の調査を行って頂きたいです。(別紙参照)

請願項目

- ① 副反応疑い報告制度がある事を県民に広く周知する事。
- ② 副反応疑い報告制度について今一度病院・医師に周知し、正しい報告がなされているか市町村に調査依頼をする事。
- ③ 副反応疑い報告が正しく報告されるよう、市町村を通じて各病院・医師に通達を出すよう依頼する事。
- ④ 愛知県の副反応疑い報告を分かりやすく記載し、愛知県ホームページにおいてコロナワクチン接種案内ページと同じ位置にリンクを掲載する事。
- ⑤ 県として救済制度と副反応疑い報告の突合調査を行う事。

令和 8 年2月25日

愛知県議会 川嶋太郎 議長殿

請願者氏名

請願者住所

4 副反応疑い報告が国に報告された事を被害者・遺族へ県や市町村から通知する事を求める請願書

紹介議員 下奥 奈歩

請願趣旨

私の妻はコロナワクチン接種後、間もなく亡くなりました。その際、医師に「副反応疑い報告」を行って頂きましたが、この制度は大変分かりにくく、遺族である私自身も理解できていない部分が多くあります。

本来、この「副反応疑い報告」は、診察した病院や医師が国に進達するものですが、いつ報告されたのかを本人や遺族が知るためには、自ら厚生労働省のホームページを探し出して確認するしかありません。

私の場合は支援団体の方に教えていただきましたが、厚生労働省のサイトは情報が探しにくく、一般の方が独力で該当箇所を見つけるのは非常に困難です。

また、医師が副反応疑い報告を行った際、本来は患者本人や家族へ「報告しました」と知らせる必要があると思われませんが、通知せずに報告だけを行う事例もあると聞いています。その結果、被害者や遺族は「いつ報告されたのか」「正しく報告されたのか」を厚生労働省ホームページ以外で確認する方法がありません。

国に報告された副反応疑い報告は、その後、国から県や市町村にも共有される仕組みとなっています。であるならば、国→県・市町村へ報告された時点で、被害者本人や遺族に“国が受理した”旨を通知していただけないでしょうか。

現在、副反応疑い報告がいつ進達されたのか、知らされないままの被害者・遺族が多く存在します。

こうした状態を改善し、被害者や遺族が知らないまま手続が進む事がないよう、通知体制の整備を求めます。

請願項目

副反応疑い報告が国に受理され、国から県および市町村に報告された際には、被害者本人または遺族へ、県や市町村から「受理された旨」を通知する事。

令和8年2月25日

愛知県議会 川嶋太郎 議長殿

愛知県議会事務局
7局議政課第7-15号
令和8.2.25 受付
請願陳情第 94 号
-8.2.27 受理
福祉医療委員会

請願者氏
請願者住

955-1

6. 業務上コロナワクチンを接種し、健康被害を受けた労働者に労災認定の
可能性がある事の周知を求める請願書

紹介議員 下奥 奈歩

請願趣旨

厚生労働省のホームページによると、「労働者が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けた事で健康被害が生じた場合、労災保険給付の対象となりますか」との質問に対し、「ワクチン接種については、通常、労働者の自由意思に基づくものである事、一般的には業務として行われるものとは認められません」との回答が掲載されています。

一方で、令和6年5月13日の衆議院決算行政監視委員会において、阿部知子議員より武見厚生労働大臣（令和6年5月当時）に対し、「職務上の必要性から、ワクチン接種を業務命令に近い形で受け、その結果健康被害を受けた方については、指示命令系統を確認した上で、労災の適用対象とするとの考え方が示されている」という趣旨の指摘がなされました。しかしながら、こうした情報については、十分に周知されているとは言い難い状況にあると考えられます。

また、厚生労働省のホームページには続けて、「医療従事者等に係るワクチン接種は、労働者の自由意思に基づくものではあるものの、医療機関等の事業主の事業目的の達成に資するものであり、労災保険における取扱いとしては、労働者の業務遂行のために必要な行為として、業務行為に該当するものと認められる事から、労災保険給付の対象となります。また、高齢者施設等の従事者に係るワクチン接種についても、同様の取扱いとなります。なお、上記の医療従事者等・高齢者施設等の従事者以外の労働者に係るワクチン接種については、当該ワクチン接種を受けた事で健康被害が生じた場合、事業主からの業務命令によるものか否かなどを調査した上で、労災保険給付の対象となるか判断する事となります」との記載もあります。

しかし、これらの内容についても、十分に知られていない現状があると思われます。

業務上コロナワクチンを接種し、ワクチン後遺症等で苦しんでいる方々が、労災認定される可能性がある事を広く県民に周知し、適切な労災申請が行えるよう、分かりやすく案内して下さい。

愛知県議会事務局
7局議政課陳情第7-16号
令和8.2.25 受付
議政課陳情第 95 号
-8.2.27 受理
経済労働委員会

95号-2

請願項目

- ① 業務上コロナワクチンを接種し、健康被害を受けた労働者について、労災認定の可能性
がある事等を、ホームページ等を通じて周知する事。
- ② 医療機関、高齢者施設、職域接種を実施していた事業所等に対し、ワクチン接種後に健
康被害が生じた場合、労災申請の対象となる可能性がある事について、広く周知するよう通
知を出す事。

令和 8 年 2 月 25 日

愛知県議会 川嶋太郎 議長殿

請願者氏名

請願者住所

965

11. 愛知県議会委員会の動画の配信、会議当日資料の配布を求める請願書

紹介議員

下奥 奈歩

請願趣旨

私は令和 5 年より愛知県議会に請願を提出しており、毎回委員会に付託され審議して頂いています。しかし、委員会審議の現状には情報公開・県民への周知の面で課題があると感じています。

現在、愛知県議会の委員会審議においては録音・録画は禁止され、傍聴席の定員は 10 名程度に限られています。また、委員会は平日に開催されるため、仕事や家庭の都合で傍聴に行くことができる県民は限られてしまいます。さらに、審議の内容は後日発行される会議録でしか確認できず、その発行までに何か月もかかるのが実情です。こうした制約のため、他の人にその場の様子や議論の内容を伝えることが非常に難しい状況です。

愛知県議会は「開かれた議会」を目指すと広報されているものの、現状では県民が議会審議をリアルタイムに把握したり、直接参加したりする機会が十分に提供されているとはいえない状況にあります。例えば、インターネットによる本会議の中継・録画映像配信は行われていますが、これは本会議に限ったものであり、委員会審議のライブ配信は実施されていません。

他の自治体では、委員会審議をインターネットでライブ配信し、録画をアーカイブとして公開している例もあります。例えば長久手市議会では、委員会を含む議会審議の映像をインターネットでライブ配信しており、議会資料も開催前日から公開されています。

また、委員会傍聴時に配布される資料は人数分用意されておらず、傍聴者が資料を持ち帰ることもできない現状です。会議録が何か月も後になってからでなければ閲覧できないにも関わらず、審議資料すらリアルタイムに参照・保存できない制度は、県民の情報アクセス権を大きく制限しています。

こうした現状は、議会運営の透明性や県民参加の観点から改善が必要です。録音・録画が禁止される委員会審議に対し、動画配信を含めた情報公開の充実、委員会資料の配布体制の改善を求めます。

請願項目

- ① 愛知県議会の委員会を動画配信し、アーカイブを残して広く県民に委員会での審議内容を周知広報する事。
- ② 委員会での資料配布を人数分とし、希望者には持って帰られるように改善する事。

令和 8 年 2 月 25 日

愛知県議会 川嶋太郎 議長殿

愛知県議会事務局
7局議決情報第7-17号
令和 -8.2.25 受付
議決情報第 96 号
-8.2.27 受理
議会運営委員会

請願者氏名

請願者住所